

# JOYO BANK NEWS LETTER

2025年3月27日

## 株式会社海老澤精機製作所に対する サステナビリティ・リンク・ローン/常陽フレームワークの実行について

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、このたび株式会社海老澤精機製作所（代表取締役 海老澤 茂男）に対し、サステナビリティ・リンク・ローン/常陽フレームワーク\*（以下、「SLL/常陽FW」）を実行しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株式会社海老澤精機製作所は、CO2 排出量削減を経営における重要な取り組みに位置づけており、SLL/常陽FW による資金調達を通じて、目標年度における CO2 排出量削減目標の達成を目指します。

なお、SLL/常陽FW は、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」等への適合性について、株式会社日本格付研究所（JCR）から第三者意見を取得しています。

当行およびめぶきフィナンシャルグループは、「地域とともにあゆむ価値創造グループ」を長期ビジョンとして掲げ、今後ともステークホルダーの皆さまの課題に寄り添い、ともにあゆみ解決することで、新たな価値を創り続けてまいります。

\* 事前に設定された複数の評価指標（KPI）のなかから、お客さま自身のビジネスと関連性の高い KPI を 1 つ選択いただき、取組目標である「サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）」の達成状況に応じて金利引下げのインセンティブを設定した、中堅・中小企業のお客さま向けの当行独自商品です。詳細は、2024年2月15日付ニュースリリース「[『サステナビリティ・リンク・ローン/常陽フレームワーク』の取り扱いについて](#)」をご参照ください、

### 記

#### 1. SLL/常陽FWの概要

実行日	2025年3月25日（火）
資金使途	運転資金
K P I	CO2 排出量（Scope1・2）
S P T	CO2 排出量 2028年度 14.0%削減（2023年度比）

#### 2. 企業概要

企業名	株式会社海老澤精機製作所
代表者名	海老澤 茂男
所在地	茨城県筑西市門井 156
事業内容	医療機器金属、精密機械部品加工業
設立	1978年11月

以上



常陽銀行



めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151(代表) www.joyobank.co.jp

24-D-1907  
2025年3月25日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、金融機関が策定した中堅・中小企業向けのサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに基づく個別ローンに対する第三者意見を公表します。

## 株式会社海老澤精機製作所

サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに  
基づく個別ローン

新規

<サステナビリティ・リンク・ローン原則等及びフレームワークへの適合性確認結果>  
評価対象のローンは、サステナビリティ・リンク・ローン原則等及び  
常陽銀行のサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに適合している。

評価対象	サステナビリティ・リンク・ローン
借入額	非開示
貸付人	株式会社常陽銀行
貸付契約日	2025年3月24日
返済期限	2030年4月1日
KPI	CO2 排出量(Scope1・2 に限定)
SPT	CO2 排出量 2028年度(2029年9月期)14.0%削減 ※基準年:2023年度(2024年9月期)

### 適合性評価の概要

#### ▶▶▶1. 株式会社海老澤精機製作所の概要

評価対象のローンの借入人である株式会社海老澤精機製作所の概要を以下の通り表1に示す。海老澤精機製作所は1978年11月に設立され、茨城県筑西市にて医療機器金属、精密機械部品加工業を営んでいる。マシニングセンタ、NC旋盤加工による精密部品加工や治工具製作、組立を得意としており、アルミ、ステンレス、鋳物、鉄等、小物から大径物まで広範囲なサイズの加工を可能としている。高精度、高品質を保證する設備、体制を整えており、協力企業と連携した素材の調達や熱処理、表面処理に至るまでワンストップ型で対応している。

表1: 借入人の概要

会社名	株式会社海老澤精機製作所
本社所在地	茨城県筑西市門井156
事業内容	医療機器金属・精密機械部品加工業
設立年月日	1978年11月20日
代表者	代表取締役社長 海老澤 茂男
従業員数	16人(2024年9月時点)

## ▶▶▶2. 海老澤精機製作所のサステナビリティに関する方針・取り組み

海老澤精機製作所は、昨今の世界的な地球環境問題や社会課題に対する関心の高まり受け、サステナビリティへの取り組みを経営における重要な課題と位置付けている。具体的には、資源の効率的な利用、省エネルギー推進、廃棄物の削減等の環境負荷の抑制、従業員の健康や労働環境への配慮、高精度・高品質の確保に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献している。今後も全社一丸となって取り組んでいく方針である。

## ▶▶▶3. 評価対象のローンに係る第三者意見

本第三者意見は、2024年2月に常陽銀行によって策定されたサステナビリティ・リンク・ローン/常陽フレームワーク（中堅・中小企業向け）に基づき、常陽銀行が海老澤精機製作所に対して実行するローン（本ローン）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」<sup>1</sup>及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」<sup>2</sup>（これらを総称して「SLLP等」）への適合性を確認するとともに、同フレームワークで定めた事項の遵守状況を確認したものである。

日本国内の2022年度のCO<sub>2</sub>総排出量のうち産業部門が34%を占めており、産業部門からのCO<sub>2</sub>排出量のうち9割以上が製造業で構成されている<sup>3</sup>。また、海老澤精機製作所の主たる大手取引先も、サプライチェーン全体で脱・低炭素化への取り組み方針を示している。同社は、これらの背景を踏まえて、脱炭素化への早急な対応が社会的責任であると認識しており、積極的に取り組むことによりステークホルダーの信頼を高め、新たなビジネスチャンスの創出や企業の持続可能な成長に資するものであると捉えている。CO<sub>2</sub>排出量削減目標を明確にすることで、更なる取り組み強化を図っている。

以上より、本KPIは同社にとって有意義なものであり、本SPTは同社の過去取り組み実績や行政の目標と比較して、野心的である。

なお、海老澤精機製作所は、本SPTの達成に向けて、以下の取り組みを実施する予定である。

- ・使用している機械や設備を、省エネ性能の高いものへ段階的に入れ替える。
- ・CO<sub>2</sub>排出量データの蓄積・分析を行い、更なる削減余地を検討する。
- ・社員の環境に対する意識向上を行い、経営層だけでなく企業全体で省エネ・脱炭素に取り組む。

本ローンは、SPTの達成状況に応じ財務的特性を変化させる取り決めとなっている。また、本ローン実行後のレポートは適切に計画されており、KPIの実績について第三者検証が予定されていることをJCRは確認した。

海老澤精機製作所は、本ローン実行時点で予見し得ない状況によりKPIやSPTを変更する場合には、変更内容について常陽銀行およびJCRに確認する予定である。

<sup>1</sup> Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). Sustainability-Linked Loan Principles 2023. (<https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>)

<sup>2</sup> 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024年版 (<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>)

<sup>3</sup> 環境省 2022年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量について (<https://www.env.go.jp/content/000215754.pdf>)

#### ▶▶▶4. SDGs との整合性について

本 SPT は、SDGs の 17 目標のなかで下記目標に対してインパクトが期待される。



#### ▶▶▶5. 結論

以上より、JCR は本ローンが SLLP 等および常陽銀行のサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに適合していることを確認した。

(担当) 佐藤 大介・間場 紗壽

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCR は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

### 3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローンに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローンについて、APLMA、LMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ 認定検証機関)
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17c-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル